## 国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律要綱

## 一 趣旨 (第1条関係)

この法律は、平成20年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成20年4月1日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避する観点から、同年3月31日に期限の到来する地方税における非課税等特別措置のうち当該措置に係る納税義務の成立時期等に照らしてその期限を延長する必要性が認められるものの一部について、その期限を暫定的に同年5月31日まで延長する措置を講ずるため、地方税法の一部改正について定めるものとすること。

## 二 地方税における非課税等特別措置の一部の期限の暫定的な延長(第2条関係)

地方税法における平成 20 年 3 月 31 日に期限の到来する非課税等特別措置のうち自動車取得税の非課税等特別措置の一部の期限を、暫定的に同年 5 月 31 日まで延長すること。(地方税法附則第 32 条第 1 項、第 6 項から第 8 項まで、第 11 項及び第 12 項関係)

## 三 施行期日等

- 1 施行期日(附則第1条関係) この法律は、平成20年4月1日から施行すること。ただし、2について は、地方税法等の一部を改正する法律の公布の日から施行すること。
- 2 地方税法等の一部を改正する法律の一部改正(附則第2条関係) 地方税法等の一部を改正する法律について所要の規定の整備を行うこと。